

議決権行使の判断基準

当社は、責任ある機関投資家として、次のような考え方・プロセスにもとづき議決権行使を行っています。

1. 議決権行使の基本的な考え方

当社は、責任投資原則（PRI）および日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に則り、責任ある機関投資家として、議決権を行使します。

議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことにより当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報等の形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治（ESG）等の非財務情報も踏まえ、賛否を判断するよう努めます。

また、賛否の判断にあたっては、議決権行使の適切性を確保するため議決権行使の判断基準を定め、一定の基準に抵触する議案については、対話を通じても改善の見込みが無い場合に原則反対とするなど、厳正な判断を行っています。

2. 議決権行使プロセス

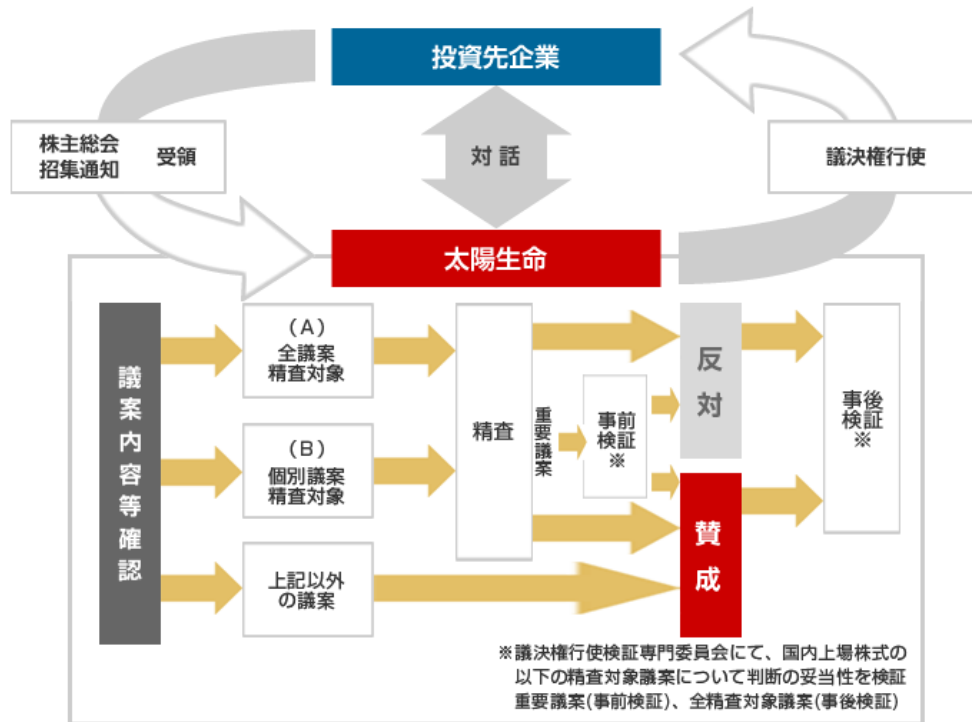
議決権行使にあたってのプロセスは以下のとおりです。

- (1)投資先企業のESG等への取り組み状況や議案内容を確認し、議決権行使の判断基準にもとづき、精査対象とする議案の選別を行います。
- (2)精査対象となった議案については、全件個別精査を実施し、必要に応じて当該企業と対話を行ったうえで、賛成・反対の判断を行います。特に、コーポレートガバナンスに問題がある議案や株主利益を毀損する議案等については、原則として反対としています。
- (3)精査を行った議案については、議決権行使検証専門委員会（※）により、その判断の妥当性を検証します。特に、重要性の高い議案は賛成・反対を判断する前に事前検証を行います。

※議決権行使検証専門委員会は、2018年4月より社外委員が参加

- (4)なお、上記議決権行使の判断基準における精査対象に該当しない議案については原則として賛成としています。

【プロセスのフロー図】



3. 議決権行使の判断基準

当社では、以下のとおり、議決権行使における判断基準を定めています。

【議決権行使の判断基準】

(A) 当該企業の全議案について個別精査を実施する事項

以下の事由に該当する場合は、全議案の個別精査を実施し、必要に応じて対話を行ったうえで、賛成・反対を決定します。

主な項目	事由
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告書において、財務諸表の適正性に対する疑問、継続企業の前提に対する疑義の存在が認められた場合 ・ 上場企業の定時株主総会において監査法人の意見表明がなされていない場合 ・ 当該企業が公序良俗に反する行為（故意の脱税、談合、賄賂等）、または環境破壊等の反社会的行為（責任投資原則における環境・社会・企業統治の問題に照らし疑義が認められる行為）を行った場合 ・ 当該会社の企業統治上の問題に発展する可能性がある報道がなされている場合

(B) 個別議案ごとに精査する事項

各議案について、以下の事由に該当する場合は、個別議案ごとに精査し、必要に応じて対話を行ったうえで、賛成・反対を決定します。

主な項目	事由
剰余金処分案等	<ul style="list-style-type: none"> 株主配当が不十分もしくは過大である場合
取締役の選任	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業において社外取締役が一定数以上選任されていない場合 上場企業において社外取締役の独立性、取締役会への出席率に問題がある場合 取締役の員数が増加している場合（社外取締役を選任する場合を除く） 東証プライム市場上場企業において女性取締役が一定数以上選任されていない場合 業績不振企業における取締役再任の場合 株主配当が不十分もしくは過大な企業における取締役再任の場合 上場企業においてROEが一定水準を下回る場合 上場企業においてESGに関する重大な課題を抱えており、継続的に対話しても改善が見られない場合
監査役（補欠監査役含む） ・会計監査人の選任	<ul style="list-style-type: none"> 黒字にも関わらず無配の場合の監査役再任 上場企業において社外監査役の独立性、監査役会および取締役会への出席率に問題がある場合 監査役・会計監査人の監査報告書に問題がある場合 監査役・会計監査人が職務の厳正な遂行の結果として辞任した可能性がある場合 上場企業において社外監査役が一定数以上選任されていない場合
退職慰労金	<ul style="list-style-type: none"> 業績不振企業における退職慰労金の支給 株主配当が不十分もしくは過大な企業における退職慰労金の支給 上場企業においてROEが一定水準を下回る場合 上場企業において個別の支給額または支給総額の開示がない場合 社外取締役、監査役に対して退職慰労金が支給される場合
役員報酬枠の改定・役員賞与	<ul style="list-style-type: none"> 報酬枠引き上げの場合 業績不振企業における役員賞与の支給 株主配当が不十分もしくは過大な企業における役員賞与の支給
株式報酬・新株予約権	<ul style="list-style-type: none"> 株式報酬・新株予約権等の付与がある場合
買収防衛策	<ul style="list-style-type: none"> 導入、継続を行う場合
計算書類の承認	<ul style="list-style-type: none"> 計算書類の妥当性に懸念がある場合

主な項目	事由
通常決議以外 の決議 (特別決議)	以下の通常決議以外の決議（特別決議、特殊決議）の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡制限株式の買取 ・特定株主からの自己株式の取得 ・株式の併合 ・募集株式の発行・第三者割当による増資 ・資本金の額の減少 ・定款の変更 ・事業譲渡・譲受 ・解散 ・組織変更・合併・会社分割・株式交換および株式移転 ・公開会社の非公開化 ※上記以外の特別決議・特殊決議についても、精査対象とする。
その他会社提案	<ul style="list-style-type: none"> ・株主利益を毀損する懸念がある場合 ・特に精査が必要と認められる場合
株主提案	<ul style="list-style-type: none"> ・株主提案である場合